

教育委員会提出議案

第3号議案

豊島区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
上記の議案を提出する。

令和8年3月11日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

豊島区教育委員会公告式規則（昭和27年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会の指名する2名の委員が署名し、公布年月日を記入の上、同日教育委員会の名で」を「公布年月日及び教育委員会名を記入の上、教育委員会印を押して」に改める。

第2条中「教育委員会規則」の次に「の公布」を加え、「これを豊島区役所の門前掲示場に掲示して公告式とする」を「次の各号のいずれかの方法により行うものとする」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 豊島区役所の門前掲示場に掲示する方法
- (2) 豊島区役所の公式ホームページに掲載する方法

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(説 明)

アナログ規制見直し（アナログ的手法による手続き等の見直し）に係る公告式の改正を行う。

豊島区教育委員会公告式規則（昭和27年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条 豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）規則は、教育委員会の指名する2名の委員が署名し、公布年月日を記入の上、同日教育委員会の名でこれを公布する。</p>	<p>第1条 豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）規則は、公布年月日及び教育委員会名を記入の上、教育委員会印を押してこれを公布する。</p>
<p>第2条 教育委員会規則及び告示は、これを豊島区役所の門前掲示場に掲示して公告式とする。</p>	<p>第2条 教育委員会規則の公布及び告示は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。</p>
	<p>(1) 豊島区役所の門前掲示場に掲示する方法</p>
	<p>(2) 豊島区役所の公式ホームページに掲載する方法</p>
	<p>附 則</p>
	<p>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>

○豊島区教育委員会公告式規則

昭和27年11月11日

教育委員会規則第4号

第1条 豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）規則は、**公布年月日及び教育委員会名を記入の上、教育委員会印を押してこれを公布する。**

第2条 教育委員会規則の**公布及び告示は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。**

(1) 豊島区役所の門前掲示場に掲示する方法

(2) 豊島区役所の公式ホームページに掲載する方法

(令6教委規則6・令8教委規則●・一部改正)

第3条 教育委員会規則は、特に施行期日を定めた場合を除いては公布の日から起算して7日を経て、これを施行する。

附 則

この規則は、公布の日からこれを施行し、昭和27年11月1日より適用する。

附 則（令和6年4月1日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年 月 日教委規則第 号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。